



吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2020 年 4 月 1 日

北海道電力株式会社

北海道電力ネットワーク株式会社



2020年4月1日

吸収分割に係る事後開示事項

札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力株式会社
代表取締役社長 藤井 裕



札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 藪下 裕己



北海道電力株式会社（以下、「北海道電力」といいます。）及び北海道電力ネットワーク株式会社（2020年4月1日付で「北海道電力送配電事業分割準備株式会社」から商号変更しております。以下、「北海道電力ネットワーク」といいます。）は、2019年4月25日付で北海道電力と北海道電力ネットワークとの間で締結した吸収分割契約に基づき、北海道電力が一般送配電事業等（以下、「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を北海道電力ネットワークへ承継させる吸収分割（以下、「本件吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

本件吸収分割に係る事後開示事項は、次のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日
2020年4月1日
2. 吸収分割会社における事項
 - (1) 会社法第784条の2の規定（吸収分割をやめることの請求）による請求に係る手続の経過
会社法第784条の2に定める請求を行った株主は存在しませんでした。
 - (2) 会社法第785条の規定（反対株主の株式買取請求）による手続の経過
北海道電力は、会社法第785条第3項及び第4項に基づき、2020年2月21日付で、株主に対して通知に代わる電子公告を行いました。所定の期間内に同条第1項に基づく株式買取請求を行った株主は存在しませんでした。
 - (3) 会社法第787条の規定（新株予約権買取請求）による手続の経過
北海道電力は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定（債権者の異議）による手続の経過

北海道電力は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2020 年 2 月 21 日付の官報及び電子公告により債権者に対する公告を行うとともに、2020 年 2 月 18 日付で個別催告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者は存在しませんでした。

3. 吸収分割承継会社における事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定（吸収分割をやめることの請求）による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 に定める請求を行った株主は存在しませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定（反対株主の株式買取請求）による手続の経過

北海道電力ネットワークは、唯一の株主である北海道電力が特別支配会社に該当するため、会社法第 797 条第 3 項の規定による手続は実施していません。

(3) 会社法第 799 条の規定（債権者の異議）による手続の経過

北海道電力ネットワークは、会社法第 799 条第 2 項に基づき、2020 年 2 月 21 日付の官報により、債権者に対する公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者は存在しませんでした。

なお、北海道電力ネットワークには、知っている債権者は存在しないため、北海道電力ネットワークは、知っている債権者に対する個別催告を実施していません。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

北海道電力ネットワークは、本件吸収分割の効力発生日である 2020 年 4 月 1 日をもって、吸収分割契約の定めに従い、北海道電力が本件事業に関して有する権利義務を承継しました。これにより承継した資産の額は 6,700 億円（概算値）、負債の額は 625 億円（概算値）となります。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2020 年 4 月 8 日（予定）

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

北海道電力は、本件吸収分割について、2020 年 3 月 13 日付で電気事業法第 10 条第 2 項の規定に基づく経済産業大臣の認可を受けております。

以上

